

訪問看護ステーションおとなり運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社おとなりが開設する訪問看護ステーションおとなり（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた利用者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護等の事業所の看護職員等は、ご利用者の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。

2 指定訪問看護等の提供に当たって、事業所の看護職員等は、ご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前3項のほか、次に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準などに関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーションおとなり
- ② 所在地 京都市西京区桂千代原町16-5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備考
管理者	経験のある看護師	－	1名	－	－	看護職員と兼務
看護職員	看護師	3名	1名	4名	－	常勤兼務の者は管理者と兼務
	准看護師		－	－	－	
理学療法士		－	－	3名	－	
作業療法士		－	－	－	－	
言語聴覚士		1名	－	2名	－	
事務職員		－	－	－	－	

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他

管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月、火、木、金、土曜日とする。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 訪問看護計画の作成
- ② 病状・障害の観察
- ③ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ④ 食事および排泄等日常生活の世話
- ⑤ 床ずれの予防・処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 難病・認知症患者の看護
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル未満 1000円
 - ② 実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル以上は、2キロメートルごとに1000円追加
- 3 死後の処置料は、30000円とする。
- 4 介護保険法に基づく訪問看護及び介護予防訪問看護、医療保険による訪問看護、自費サービスによる訪問看護の料金については、別紙にて利用者に明示し説明を行うものとする。またその内容について変更があった場合は速やかに明示、説明を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、別紙1を参照。京都市及向日市の一部（国道9号線以南、府道67号線以東及び府道201号線以北から桂川以西の区域）とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(事故の防止策及び事故発生時の対応)

- 第10条 訪問看護等サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を講じると共に管理者に報告するものとする。
- 2 事業所の管理者は事故の事実を利用者の家族及び担当ケアマネジャー、関係市町村、地域包括支援センター等に速やかに報告し、事故の状況及び事故に際してとった処置・行動について記録を行うものとする。
 - 3 利用者に対する訪問看護等サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第11条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情処理)

第12条 訪問看護等サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は提供した訪問看護等サービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）23条及び115条45の7の規定により、市区町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該市区町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、市区町村が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は提供した訪問看護等サービスに関し、法24条の規定により、厚生労働大臣または都道府県知事が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該都道府県からの質問もしくは照会に応じ、都道府県が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は提供した訪問看護等サービスに関し、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」その他の法律、及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(秘密の保持)

- 第14条 事業所の職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

(人権擁護・虐待防止等)

- 第15条 事業所は利用者等の人権の擁護、虐待防止について責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、事業所の看護職員等に対し、人権の擁護、虐待防止に関する研修を実施し、人権意識や関連する知識を得、実践できるよう措置を講じるよう努めるものとする。
- 2 事業所の看護職員等がサービスを実施するにあたっての疑問や悩みなどを共有し、相談できる体制を整えるほか、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
 - 3 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わないものとする。
 - 4 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合は、その際の心身の状況並びに緊急やむを得な

い理由とその様態及び時間など必要な項目を記録するものとする。

- 5 事業所は、サービスの提供中に介護者または養護者（利用者のご家族等利用者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係市区町村へ通報するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第16条 事業所は、役職員、事業者の代理人若しくは媒介をする者又は事業者の主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- 2 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- 3 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- 4 事業者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- 5 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 6 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 7 事業者又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為取引に関して脅迫的な行為をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、その他これに準ずる行為をすること。

（その他運営についての留意事項）

第17条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 繙続研修 年1回以上
- 2 事業所の看護職員等に、利用者に対するサービスの提供時に、利用者以外の同居家族等に対するサービスを実施させないものとする
- 3 事業所は、訪問看護等サービスに関する記録を整備し、サービス提供完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社おとなりと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和7年7月1日から施行する。